

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則
の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年
広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表1幹部交番の部広島県東広島警察署の款の前に次のように加える。

広島県竹原警察署	木江交番	豊田郡大崎上島町木江	豊田郡大崎上島町のうち 木江、沖浦、明石	鯖崎、白水、大崎各警察官駐在所の所管区
----------	------	------------	-------------------------	---------------------

別表3警察官駐在所の部広島県竹原警察署の款に次のように加える。

鯖崎警察官駐在所	豊田郡大崎上島町東野	豊田郡大崎上島町のうち 東野（外表、鯖崎、垂水、古江、佐組島、生野島、臼島、契島）
白水警察官駐在所	豊田郡大崎上島町東野	豊田郡大崎上島町のうち 東野（矢弓、盛谷、白水、小原、下組、上組、脇之浦、大田）
大崎警察官駐在所	豊田郡大崎上島町中野	豊田郡大崎上島町のうち 中野、原田、大串

別表3警察官駐在所の部広島県広島警察署の款に次のように加える。

豊警察官駐在所	呉市豊町御手洗	呉市のうち 豊町
豊浜警察官駐在所	呉市豊浜町豊島	呉市のうち 豊浜町

別表3警察官駐在所の部広島県木江警察署の款を削る。

別表4警察署の直轄する所管区の部広島県木江警察署の項を削る。

別表備考中「平成20年8月25日」を「平成21年3月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年4月1日から施行する。